

「新規認定」 船員労働災害防止優良事業者について

国土交通省では、船舶所有者などによる船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、一定の要件に該当する船舶所有者を評価する「船員労働災害防止優良事業者認定制度」を平成18年に創設しました。

▽令和元年度優良事業者の認定

今年度の船員災害防止モデル事業検討委員会において、認定要件を満たした、1級で5事業者、2級で7事業者を新たに認定しました。

認定要件

1級……①2級の認定を受けている事業者、②過去5年間継続して死亡および行方不明者がいない、③船員法などの法令違反がない、④災害・疾病が一定数以下

2級……①過去3年間継続して死亡および行方不明者がいない、②船員法などの法令違反がない、③災害・疾病が一定数以下

優良事業者に認定された事業者は、国土交通省などのホームページで公表され、交付される「優良事業者ステッカー」を事業所・船舶に掲示、求人票に記載することで、優良事業者である旨をPRすることができます。

事業者名	所在地
1級 網地島ライン(株) 東日本タグボート(株) 三洋マリン(株) ケイラインローローバルク シップマネージメント(株) 庄山汽船(有)	宮城県石巻市 青森県八戸市 東京都千代田区 兵庫県神戸市中央区 広島県広島市南区
2級 大森建設(株) 友ヶ島汽船(株) 宮島松大汽船(株) 宇和島運輸(株) 泰豊海運(有) 鐵運汽船(株) 栄吉海運(有)	秋田県能代市 和歌山県和歌市 広島県廿日市市 愛媛県宇和島市 高知県高知市 愛媛県今治市 長崎県壱岐市

また、新規に船員労働災害防止優良事業者に認定された1級および2級の各事業者は、3年間の認定期間が満了する際、引き続き認定要件を満たしていれば、更新申請を行うことで、認定期間が延長されます。なお、延長期間は1級は8年、2級は6年です。

引き続き認定を受けられるよう、船内において災害・疾病が発生しないように努力しましょう。

お問い合わせなどはこちらまで

国土交通省海事局 船員政策課労働環境対策室

TEL 03(5253)8652

〔ファクスだより〕

2019年10月11日(金曜日)